

**甲府市立図書館電子書籍貸出システム
調達・運用業務仕様書**

令和4年6月

甲府市教育委員会

生涯学習室 図書館

1 業務の名称

甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務

2 電子図書の導入目的

デジタル技術を活用した電子書籍サービスの導入については、公共図書館としてより公共性と汎用性の高いサービスを提供するとともに、「読書バリアフリー法」及び「障害者差別解消法」の趣旨を体現する具体的なツールとして提供することが可能となることから、本市の図書館活動の推進を図ることを目的としている。

3 適用範囲

本仕様書は、甲府市（以下「発注者」という。）が発注する甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務（以下「本業務」という。）を受注した者（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4 業務内容

電子書籍貸出システム（以下「システム」という。）に係る業務は次のとおりとする。

- (1) システムの構築及び運用
- (2) システムの利用及び運用に係る支援
- (3) 地域資料等、独自資料のシステム登録及び支援
- (4) 発注者が選書に必要な電子書籍情報の提供。なお、システムで利用対象者に提供できる電子書籍に係るライセンス（以下「ライセンス」という。）の取得については、別途行う。
- (5) その他本業務の目的達成に必要な業務

5 業務区分及び業務期間

(1) システム構築期間

契約締結日から令和4年10月31日までとする。

(2) システム運用期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日までとする。

6 事業規模

(1) 利用対象者

甲府市立図書館（以下「当館」という。）の利用者カードの交付を受けている者（甲府市図書館条例施行規則第9条による。）なお、令和4年3月31日時点の交付を受けている者は112,407名である。

(2) 提供サービス

利用対象者が、インターネット環境下から、電子書籍を検索・貸出・返却・予約・閲覧することができることとする。また、配信する電子書籍は「出版社が保有する商用コンテンツ」「図書館等が保有する地域資料等、独自資料」等とし、それらを一元管理して配信できることとする。

(3) 費用（契約上限額、消費税及び地方消費税含む）

システムの構築及び運用に係る費用の上限額は、次のとおりとする。

【上限額内訳】

業務区分	各業務区分の上限額
システムの構築に係る費用	770千円（税込）
システムの運用に係る費用	275千円（税込）
計	1,045千円（税込）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、業務区分ごとに上限額を超えてはならない。

※システムの運用に係る費用は、5か月分を想定。

※システムの運用に係る費用は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの運用費を保証する価格として、提案すること。

7 主任担当者等

本業務の実施に際して、本業務の目的を十分に理解し、システムの構築に係る十分な業務経験を有した主任担当者等を設置すること。配置された主任担当者等は構築期間中の交代を認めない。ただし、やむを得ず交代が必要な場合は発注者の承認を得ること。

8 コミュニケーション

主任担当者等は、発注者と常に密接な連絡を取り、発注者の意図を確認しながら本業務を適正かつ円滑に実施すること。

- (1) 発注者の指示により、会議を開催すること。なお、開催された会議の会議録を作成し、発注者の承認を得ること。
- (2) 構築時の要件定義においては、発注者に丁寧な説明を行い、齟齬及び手戻りが無いようにすること。なお、要件定義に関する指示等の記録を作成し、発注者の承認を得ること。

9 システムの構築要件

- (1) 当該システムは、クラウド方式を用い、当館で整備されているインターネット環境で利用可能であり、サーバ等のシステム構築に係る機器を設置する必要がないこと。なお、クラウドは正式リリースのサービスを提供すること。
- (2) 利用対象者はインターネット経由で、当該システム用サイトにアクセスすることにより、電子書籍を検索・貸出・返却・予約・閲覧できること。
- (3) パソコン、スマートフォン、タブレット等で電子書籍が閲覧できること。
- (4) HTML5準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載の最新ブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できること。
- (5) 各種アプリケーションのダウンロードやインストールが不要なシステムであること。
- (6) 視覚障がい者が操作可能な利用支援機能を有すること。
- (7) サービス上の利用データ（バックアップデータ含む）の所在地が日本国内であること。
- (8) 準拠法、裁判所管を国内に指定できること。
- (9) 利用データの所有権、管理権は、発注者が保有する。なお、電子書籍の所有権は含まない。

10 システムの運用管理

- (1) サービス提供時間は、24時間365日とする。ただし、事前に計画されている停止または災害等によるやむを得ない停止を除く。
- (2) 当館職員等が利用可能なサポート窓口を開設し、問い合わせ等に対応すること。
- (3) 障害が発生した場合には速やかに対応すること。なお、サービス停止を伴う作業が必要な場合は、速やかにその原因・対策・復旧見込時期などを発注者に報告の上実施すること。
- (4) 不正アクセスを防止する対策を講じること。
- (5) SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。
- (6) ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つこと。
- (7) システムの障害、機器の故障等に備え、可能な限りサービス停止しない機器構成とすること。
- (8) 「甲府市教育情報セキュリティ対策基準」を満たすこと。
- (9) 電子書籍サービスの利用促進に係る提案を、年1回以上行うこと。
- (10) クラウドサービス上のアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、1年以上の保存が可能であり、発注者の指示に基づきアクセスログ等を提出すること。

11 電子書籍の利用

- (1) 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに、発注者が選書に必要な電子書籍情報を提供すること。
- (2) 発注者が選書した電子書籍を、システム運用開始と同時に、有効な甲府市図書館利用カード所持者が利用できるようにすること。

12 その他、本業務の目的達成に必要な業務

- (1) 受注者は発注者と十分協議を行い、本市の作業も含めた詳細な業務工程及びスケジュールを提出すること。
- (2) 操作マニュアル作成等の運用支援を行うこと。
- (3) システム運用開始までに、当館職員等に対して研修を行うこと。なお、必要回数等については、別途協議すること。

13 納品成果物

本業務における納入成果物（印刷物及びその電子データ）は、以下のとおりとする。また、発注者から納入成果物の内容に不備の指摘があった場合、受注者は直ちに修正などの対応をしなければならない。

なお、修正などに要する費用はすべて受注者の負担とする。

成 果 品	期 限
・各工程において双方合意するために必要な計画書	発注者の指示する日まで
・業務工程表 1式	契約締結後14日以内
・会議及び協議録 1式	実施後7日以内
・操作マニュアル 1式	研修開始時まで

※成果物については、紙及び電子媒体で納入すること。

※上記については必要最低限の成果品を提示しており、その他必要に応じて、発注者の指示により成果品を作成すること。

1.4 その他

- (1) 本仕様書に基づくすべての業務において、当館が提供した業務上の情報及び資料を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。ただし、あらかじめ当館の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 業務内容に関して疑義が生じた場合には、当館と協議を実施すること。
- (3) 契約期間終了後、データを消去する場合、データを復元できないように完全に消去又は廃棄し、発注者に完全に消去又は廃棄したことの証明書を提出すること。
- (4) 別システムへの切り替えに際して、発注者が要求する必要なデータの提供について適切に対応すること。